自動車リサイクル法解体業における油水分離装置設置の運用について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和3年6月制定

産業廃棄物対策課

　解体業者において設置する油水分離装置について、以下のとおり取り扱いを定める。なお、油水分離装置の構造は3槽以上、滞留時間は2時間以上とする。

１ 事業所に屋根等がある場合

雨水が流入しない油水分離装置は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた容量とする。

【規則57条（解体業許可の基準）1施設に係る基準ニ（3）】

廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上＊、廃油等が流出するおそれがなく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な防止措置が講じられる旨が標準作業書で明らかな場合はこの限りでない。

＊解体作業場の構造上、廃油等が事業所から流出するおそれがない構造とは、『横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられており、かつ、周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造』を指す。

２ 事業所に屋根等がない場合

　解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、油水分離装置は、流入する雨水等の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、近年多発するゲリラ豪雨であっても、適正に処理を行えるだけの容量が求められる。

【規則57条（解体業許可の基準）1施設に係る基準ニ（4）】

雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために、十分な処理能力を有する油水分離装置を設けること。

　○降雨強度（Ｉ）

Ｉ＝ａ／（ｔn＋ｂ） Ｉ：降雨強度㎜/h ｔ：降雨継続時間min

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ａ，ｂ，ｎ：定数

＊浜松測候所における降雨強度表については、インターネットで最新版を参照

＊確率年数は浜松市開発許可指導基準に準拠する

○雨水流出量（ラショナル式）

１

Ｑ＝ 　×Ｃ×Ｉ×Ａ 　　 Ｑ：雨水の流出量m3/sec Ｃ：流出係数（0.95）

3.6×106

　　 　　　　　　　　　Ｉ：降雨強度㎜/h　 Ａ：作業場面積m2

○油水分離装置の容量（V）

Ｖ（㎥）＝Ｑ×６０×６０×２（ｈ）

【例１ 油水分離装置のみの対応】

＜条件＞

・確率年数 ５年

・油水分離装置の滞留時間 ２時間

・解体作業場の面積 ２５ｍ２

・流出係数 ０．９５

・降雨時に作業場へシート掛け等の対応はしない

＜計算＞

１

Ｑ＝ ×０．９５×３９×２５＝２．５７×１０－４（m３／sec）

3.6×106

Ｖ＝２．５７×１０－４×６０×６０×２＝１．８５m３

【例２ シート掛け等の対応】

＜条件＞

・確率年数 ５年

・油水分離装置の滞留時間 ２時間

・解体作業場の面積 ２５ｍ２

・流出係数 ０．９５

・安全率 ２

・降り始めから５分以内に必ず解体作業場全体をシートで覆い、その後は作業場へ雨水の流入がない。

＜計算＞

１

Ｑ＝ ×０．９５×１３４×２５＝８．８４×１０－４（m３／sec）

3.6×106

Ｖ＝８．８４×１０－４×６０×６０×（５／６０）×２＝ ０．５３m３